

証券コード5697  
2025年6月6日

## 株主各位

大阪府枚方市春日北町3丁目1番1号

# 株式会社サンユウ

代表取締役社長 喜多 章

## 第79期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第79期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

### 当社ウェブサイト

[https://www.sanyu-cfs.co.jp/ir/general\\_meeting/](https://www.sanyu-cfs.co.jp/ir/general_meeting/)



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「第79期定時株主総会招集通知」を選択いただき、ご確認下さい。）

### 株主総会資料掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/5697/teiji/>



### 東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「サンユウ」または「コード」に当社証券コード「5697」（半角）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認下さい。）

[書面による議決権行使を行っていただく場合のお手続き]

当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月26日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時

2. 場 所 大阪府枚方市春日北町3丁目1番1号 当社3階ホール  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。)

3. 目的事項  
報告事項

1. 第79期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）事業報告の内容、

連結計算書類の内容並びに会計監査人、及び監査役会の  
連結計算書類監査結果報告の件

2. 第79期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役6名選任の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承下さい。
- (3)議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨、及びその理由を書面（郵送）により当社へご通知下さい。

以上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項、及び修正後の事項を掲載させていただきます。
  - ◎今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.sanyu-cfs.co.jp>）においてお知らせさせていただきます。
  - ◎株主総会会場にご来場される株主様とご来場が厳しい株主様の公平性等を勘案し、ご出席の株主様へのお土産のご用意はございませんので、なにとぞご理解下さいますようお願い申し上げます。

# 事 業 報 告

( 自 2024年4月1日  
至 2025年3月31日 )

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要に支えられ、緩やかに回復しましたが、ウクライナ情勢の長期化やパレスチナ紛争による中東の緊張化と円安に起因する資源・エネルギー価格や諸資材物価の高騰などにより厳しい状況が続きました。

わが国のみがき棒鋼、及び冷間圧造用鋼線業界（当業界）の主要需要分野である自動車業界におきましては、中国での競合激化・東南アジアの販売不調に加え、認証不正問題により生産活動の低迷が続きました。また、建産機業界におきましても低調な水準で推移しました。その結果、2024年暦年における当業界の生産量は1,444千トンと前年に比し112千トン減少いたしました（前年比7.2%減）。

このような経営環境下、当社グループは全社を挙げて販売数量の確保、コスト削減、及び生産性の向上を推し進めるとともに、鋼材価格・労務費・物流コスト等の上昇を吸収すべく製品販売価格の改定や加工賃の是正、製品歩留りの改善、エネルギー原単位の削減等に努め、収益の確保に取り組みました。

これらの結果、販売数量は前年度に対して5%減少いたしましたが、鋼材値上げと加工賃値上げによる製品販売価格の改定の結果、売上高は24,444百万円（前期比1.8%増）と増収となりました。損益につきましても、販売数量の低迷、鋼材価格の上昇、及び人財確保に向けた賃金アップ等による影響があったものの、製品販売価格の改定、加工賃の是正、及びエネルギー原単位の削減等の努力に加え、在庫評価益もあり営業利益は668百万円（同12.2%増）、経常利益は725百万円（同11.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は450百万円（同16.6%増）と増益となりました。

なお、事業部門ごとの業績は次のとおりであります。

まず、みがき棒鋼部門におきましては、売上高は15,552百万円（同

2.2%増）となりました。

次に、冷間圧造用鋼線部門におきましては、売上高は8,891百万円（同1.1%増）となりました。

## ② 設備投資の状況及び資金調達の状況

当連結会計年度に実施した当社グループの設備投資の総額は564百万円で、その主なものは、連結子会社である大阪ミガキ株式会社における営業所新設（189百万円）であります。これらの資金は自己資金、及び借入金にて賄いました。

## ③ 対処すべき課題

わが国経済の今後の見通しにつきましては、ウクライナや中東情勢、更なる労務費・諸物価の上昇等の懸念があり、楽観視できない状況が継続している中で、足元の米国トランプ政権の関税政策による自動車等の国際的なサプライチェーンに及ぼす影響、及び世界経済へのマイナス影響が憂慮される状況と認識しています。

当業界につきましても、主要需要分野である自動車・建産機業界においても上記の関税政策による影響を免れることができない極めて厳しい状況にあると認識し、今後の動向を慎重に見極めていくことと、変化への備えが何よりも重要であると考えております。

このような経営環境下、当社グループにおきましては、保有する生産設備の効率的且つ最適な稼働を図るなどグループ間・事業所間の連携をこれまでにも増して一層強化することにより、グループ内経営資源を有効に活用する等の施策により、連結収益の最大化を追求する所存であります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ以上の諸事情をご賢察のうえ、今後ともご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

区分	第76期 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)	第77期 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)	第78期 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	第79期 (当連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
売上高(百万円)	21,070	23,935	24,012	24,444
経常利益(百万円)	1,165	1,041	653	725
親会社株主に帰属する当期(百万円) 純利益	669	645	386	450
1株当たり当期純利益	110円79銭	106円86銭	64円00銭	74円60銭
総資産(百万円)	18,431	19,503	19,531	19,296
純資産(百万円)	9,484	9,989	10,206	10,546
1株当たり純資産額	1,452円76銭	1,526円59銭	1,559円05銭	1,630円50銭

(注) 1株当たり当期純利益は、保有する自己株式を除く期中平均発行済株式の総数に基づき、1株当たり純資産額は、保有する自己株式を除く期末発行済株式の総数に基づき算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
大阪ミガキ株式会社	40百万円	72.4%	みがき棒鋼の製造、及び販売
大同磨鋼材工業株式会社	20百万円	100.0%	鋼材の販売

(注) 当社は、大阪ミガキ株式会社の株式を2024年11月13日に追加取得(4.9%、累計72.4%)いたしました。

## (4) 主要な事業内容(2025年3月31日現在)

- ① みがき棒鋼の製造、加工、及び販売
- ② 冷間圧造用鋼線の製造、加工、及び販売

(5) 事業所 (2025年3月31日現在)

① 当社の事業所

本 (営業店舗)	社	大阪府枚方市春日北町3丁目1番1号
枚	方	大阪府枚方市春日北町3丁目1番1号
八	尾	大阪府八尾市老原8丁目58番地
東	阪	大阪府東大阪市今米2丁目6番4号
九	州	熊本県菊池市七城町蘇崎1196番8
(工 場)		
枚	方	大阪府枚方市春日北町3丁目1番1号
八	尾	大阪府八尾市老原8丁目58番地
九	州	熊本県菊池市七城町蘇崎1196番8
② 子会社		
大阪ミガキ株式会社		大阪府東大阪市本庄西3丁目7番4号
大同磨鋼材工業株式会社		広島県広島市西区小河内町1丁目25番13号

(6) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
301名	5名減

(注) 使用人数には、当社グループから当社グループ外への出向者（1名）を除きます。

なお、使用人数には、嘱託、及びパートタイマーを含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
196名	1名減	39.4歳	15.6年

(注) 使用人数には、当社から社外への出向者（2名）を除き、社外から当社への出向者（2名）を含みます。

なお、使用人数には、嘱託、及びパートタイマーを含んでおりません。

(7) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社三井住友銀行	722百万円
株式会社りそな銀行	400
株式会社三菱UFJ銀行	267

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 19,344,000株

(2) 発行済株式の総数 6,091,000株

(3) 株主数 2,526名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本製鉄株式会社	2,035千株	33.67%
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	452	7.49
村岡克彦	275	4.56
日鉄物産株式会社	250	4.14
サンユウ従業員持株会	188	3.11
永田麻里	187	3.10
佐藤商事株式会社	180	2.98
柏木伸夫	135	2.25
高島庄二郎	90	1.50
INTERACTIVE BROKERS LLC	69	1.14

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式(46,570株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	喜 多 章	上席執行役員営業本部長 大阪ミガキ株式会社取締役 株式会社メガス社外取締役
取 締 役	荒 木 克 典	上席執行役員総務企画部長
取 締 役	清 家 徹	上席執行役員財務部長 大阪ミガキ株式会社監査役 株式会社メガス社外監査役
取 締 役	伊 豆 大 助	上席執行役員八尾事業所長
取 締 役	清 水 良 寛	弁護士
取 締 役	若 林 嘉 幸	
常 勤 監 査 役	生 方 徹	
監 査 役	藤 田 典 明	税理士
監 査 役	仲 山 隆 之	日本製鉄株式会社大阪支社棒線室長 日鉄ボルテン株式会社監査役

- (注) 1. 取締役清水良寛、及び取締役若林嘉幸の両氏は社外取締役であります。  
 2. 監査役生方徹、監査役藤田典明、及び監査役仲山隆之の3氏は社外監査役であります。  
 3. 取締役清水良寛、取締役若林嘉幸、及び監査役藤田典明の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 4. 監査役藤田典明氏は税理士の資格を有しており、財務、及び会計に関する相当の知識を有するものであります。  
 5. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、両社外取締役、及び各監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。  
 当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

##### (2) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退 任 時 の 地 位・担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
西 野 淳 二	2024年6月27日	任 期 満 了	取締役相談役 株式会社メガス社外取締役
水 野 由 実	2024年6月27日	任 期 满 了	取締役 株式会社メガス代表取締役社長

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社、及びグループ会社の取締役、監査役、及び執行役員（以下、「役員等」という。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年ごとに契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社、及びグループ会社が役員等に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回の更新時には同内容での更新を予定しております。

### (4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は2021年2月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

その後、上記決定方針のうち、「二. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項」については、2021年11月15日開催の取締役会において、代表取締役社長、及び独立社外取締役からなる役員人事・報酬会議での検討を経る旨への変更を行っております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法、及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

#### イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は金銭報酬のみとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

#### ロ. 個人別の報酬額、固定・変動報酬の割合及び支払時期の決定に関する方針

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、求められる経営上の能力、及び責任に応じて役位別に固定報酬を定め、これに業績向上・業容拡大に対するインセンティブとして業績指標の実績区分に応じた業績連動型報酬（変動報酬）を加算して決定するものとします。

報酬の支払時期に関しては、固定報酬と業績連動型報酬とを合算し月次払いとします。

なお、制度変更時の影響額、及び社外者招聘時の待遇条件調整等に関しては、必要に応じて別途調整を行うこともあります。

また、当社の社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場と役割に鑑みて定める固定報酬のみとします。

ハ. 業績連動型報酬（変動報酬）の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

業績連動型報酬（変動報酬）に用いる業績指標は、事業年度ごとの総合的な経営成果・経営責任を端的に表す「親会社株主に帰属する当期純利益」を採用しており、前事業年度の同利益の実績区分に応じて役位別に算出された額を翌事業年度に支給することとします。

二. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額、及びその算定方法の決定に関する方針については、代表取締役社長、及び独立社外取締役からなる役員人事・報酬会議での検討を経て、取締役会にて決定するものとします。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる役員の人員
		固定報酬	業績連動型報酬	
取締役 (うち社外取締役)	80,730千円 (7,200千円)	64,596千円 (7,200千円)	16,134千円 (一)	8名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	10,068千円 (10,068千円)	10,068千円 (10,068千円)	— (一)	2名 (2名)
合計 (うち社外役員)	90,798千円 (17,268千円)	74,664千円 (17,268千円)	16,134千円 (一)	10名 (4名)

- (注) 1. 上記には、2024年6月27日開催の第78期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
2. 監査役の支給人員は、無報酬の社外監査役1名を除いております。
3. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 業績連動型報酬に用いる業績指標は、前事業年度の「親会社株主に帰属する当期純利益」であり、その実績は386,818千円であります。当該指標を選択した理由は、事業年度ごとの総合的な経営成果・経営責任を端的に表すためであります。当社の業績連動型報酬は、上記の実績に応じて役位別に算出されております。
5. 取締役の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第70期定時株主総会において年額100,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の人数は、5名です。
6. 監査役の報酬限度額は、1995年6月29日開催の第49期定時株主総会において年額24,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の人数は、3名です。
7. 取締役の個人別の報酬額、及びその算定方法の決定に関する方針については、代表取締役社長、及び独立社外取締役からなる役員人事・報酬会議での検討を経て、取締役会にて決定しております。

## (6) 社外役員等に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役仲山隆之氏は、当社の特定関係事業者である日本製鉄株式会社の業務執行者を兼務しております。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ハ. 各社外役員の当事業年度における主な活動状況

氏名	出席状況、発言状況、及び社外取締役に期待される役割に関する行った職務の概要
取締役 清水良寛	当事業年度中に開催の取締役会18回のうち18回出席いたしました。 弁護士としての豊富な経験と専門知識、及び他社での社外役員の経験を活かして、取締役会において、積極的に意見を述べ審議を活性化させるとともに、業務執行に対して監督、助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 若林嘉幸	当事業年度中に開催の取締役会18回のうち18回出席いたしました。 製造に関する豊富な経験と専門知識、及び他社での社外役員の経験を活かして、取締役会において、積極的に意見を述べ審議を活性化させるとともに、業務執行に対して監督、助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 生方徹	当事業年度中に開催の取締役会18回のうち18回、監査役会6回のうち6回出席いたしました。 これまでに培った営業、及び監査業務に関する経験を活かして、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、及び内部統制システムを構築するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム、及び内部監査について、適宜、必要な発言を行っております。

氏名	出席状況、発言状況、及び社外取締役に期待される役割に関する職務の概要
監査役 藤田典明	当事業年度中に開催の取締役会18回のうち18回、監査役会6回のうち6回出席いたしました。税理士としての専門的見地から、取締役会において、特に税務に関わる助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム、及び内部監査について、適宜、必要な発言を行っております。
監査役 仲山隆之	当事業年度中に開催の取締役会18回のうち17回、監査役会6回のうち6回出席いたしました。鉄鋼人としての幅広い見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、助言、及び提言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム、及び内部監査について、適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条、及び当社定款第28条の規定に基づき、取締役会決議があつたものとみなす書面決議が1回ありました。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任あづさ監査法人

(2) 会計監査人としての報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	31,095千円
当社及び当子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,095千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

## (3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨、及び解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令、及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当社、及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要是以下のとおりであります。

### (1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の經營管理体制は取締役会、監査役会、及び会計監査人によって構成されます。

取締役会は、取締役会規程その他の規程に基づき、經營上の重要事項について決定を行い、または報告を受けています。

業務執行取締役（執行役員を兼務する取締役）は、取締役会における決定に基づき、各々の業務分担に応じて職務執行を行い、使用人の職務執行を監督するとともに、その状況を取締役会に報告します。また、各取締役は、他の取締役の職務執行の法令、及び定款への適合性に関し、相互に監視します。

(2) **当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

当社は、情報管理に関する規程に基づき、取締役会議事録をはじめとする職務執行上の各種情報について、管理責任者の明確化、守秘区分の設定等を行った上で、適切に保管します。

また、財務情報等の重要な経営情報について、法令等に定める方法のほか、適時・的確な開示に努めます。

(3) **当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

各業務執行取締役、及び各執行役員は、自部門における事業上のリスクの把握・評価を行い、諸規程で定められた権限・責任に基づき業務を執行します。

安全衛生、環境・防災、情報管理、販売・購買・品質管理、財務報告の信頼性等に関する各リスクについては、各々の担当部門が規程・マニュアル等を整備し、従業員へ教育・啓発活動を通して周知するとともに、そのリスク管理状況を内部統制・監査室とタイアップして行うモニタリング等を通じて把握・評価し、継続的な改善に向けたリスク管理活動に努めます。

(4) **当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

予算計画、設備投資、及び投融資等の重要な個別執行事項については、経営会議での審議を経て、取締役会において執行を決定します。

取締役会での決定に基づく業務執行は、各業務執行取締役、各執行役員、及び各部課長が遂行します。また、職務権限規程等の整備により必要な業務手続等を定め、各業務執行取締役、各執行役員、及び各部課長の権限と責任を明確化します。

(5) **当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

「サンユウ企業理念」、及び経営方針に基づき、全ての役員・従業員が経営の理念や方針を共有するとともに、業務運営における判断の基準とします。各業務執行取締役、各執行役員、及び各部課長は、業務運営方針等を従業員に対し周知・徹底します。

各業務執行取締役、各執行役員、及び各部課長は、内部統制基本規程、及び「サンユウ コンプライアンス プログラム」に従い、自部門における法令・規程遵守状況の把握等、業務上の法令違反行為の未然防止に努めるとともに、法令違反のおそれのある行為・事実を認知した場合、すみやかに内部統制・監査室、及び総務企画部に報告します。

内部統制・監査室長は、社全体の内部統制システムの整備・運用状況を確認し、各部門における法令、及び規程遵守状況を把握・評価するとともに、法令・規程違反の防止策等の必要な措置を講じます。

これらの内容については、定期的に開催される代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会に報告され、コンプライアンスのチェックを行うとともに業務執行取締役・執行役員・従業員に対する意識付けを徹底します。コンプライアンス活動の一環として講習会の実施やマニュアルの作成・配付等、従業員に対する教育体制を整備・拡充します。

従業員は、法令、及び規程を遵守し、適正に職務を行う義務を負います。違法行為等を行った従業員については、就業規則に基づき懲戒処分を行います。

#### (6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社、及びグループ会社は、事業戦略を共有化するとともに、一体となつた経営を行います。

グループ会社の内部統制システムについては、各グループ会社社長の責任に基づく自律的な構築・運用を基本としつつ、内部統制・監査室長は各主管部門と連携し、当社グループ全体の内部統制の状況を把握・評価するとともに、各主管部門、及び各グループ会社に対し、指導・助言を行います。

#### (7) 監査役の監査に関する事項

当社の取締役、執行役員、及び従業員は、職務執行の状況、経営に重要な影響を及ぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役または監査役会に直接または内部統制・監査室等当社関係部門を通じて報告します。

また、当社の取締役、執行役員、及び従業員は、内部統制システムの整備・運用状況等の経営上の重要事項について、取締役会、経営会議、及び内部統制委員会等において報告し、監査役との間で情報を共有するとともに、必要に応じて監査役より報告を受けます。

グループ会社の取締役、監査役、及び従業員は、各グループ会社における職務執行の状況、経営に重要な影響を及ぼす事実等の重要事項について、適時・適切に当社の監査役または監査役会に直接または内部統制・監査室等当社関係部門を通じて報告します。

当社は、これらの報告をした者に対し、内部通報に関する規程等に基づき、報告したことを理由とする不利な取扱いは行いません。

会計監査人、及び内部統制・監査室長は、それぞれ監査役と定期的にまたは必要な都度、それぞれの重要課題等に関する意見または情報交換を行う等、相互に連携を図ります。また、内部統制・監査室長は内部通報制度の運用状況について監査役に報告します。

当社は、監査役の職務執行上必要と認める費用を予算に計上します。また、監査役が緊急または臨時に支出した費用については、事後、監査役の償還請求に応じます。

### 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況について

当社は、業務の適正を確保するための体制に基づき、以下のような具体的な取り組みを行っております。

#### (1) 取締役の職務の執行

取締役は、役員・従業員の法令遵守を強化するために当社で作成した「サンキュウ コンプライアンス プログラム」に記載する行動規範の定めに従い、法令、及び定款に則って行動するよう徹底されています。また、取締役会等を通じ社外取締役から発言される機会を設けることで、監督機能が強化されております。

なお、当事業年度において、取締役会を18回開催し、取締役会規程その他の規程に基づき、経営上の重要な事項について決定を行い、報告を受けました。

## (2) リスク管理

当社の損失の危険の管理に関する体制のうち、主に環境・防災に関するリスクについては、大規模災害発生を想定し従業員避難を含めた初動対策の訓練を行っております。当事業年度におきましては災害発生時における対応マニュアルのチェックを行い、問題、及び課題を確認いたしました。この訓練で抽出した課題は次回の訓練プログラムに反映し、更なる改善につなげる所存であります。

また、情報漏洩対策としてパソコン監視ソフトを導入し、データの複写・変更・削除・印刷、及びメールの送受信内容（添付ファイルを含む）の情報を全て記録しており、何時、誰が、何を行ったかが追跡可能となっています。当社のパソコンを使用する者にはそれらの仕組みを説明し、不正を行わないよう教育しております。

セキュリティーについては、法人向けのウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスやフィッシングメールの削除を行っております。

## (3) 内部統制システム全般

当事業年度において内部統制委員会は4回開催いたしました。内部統制委員会においては、内部統制に関する年度計画の承認がなされ、各機能部門における自己点検、及び第三者によるモニタリング結果が報告されるとともに、抽出された問題、及び対策（案）の議論を経て、実行に至るまでのフォローがなされました。この一事業年度にわたるP D C Aのサイクルを回すことにより、内部統制システム全般の整備・運用に関する改善を進めております。

# 8. 会社の支配に関する基本方針

当社は、永年蓄積した業務知識や営業ノウハウを有効活用することによって全てのお客様に最高の満足度を提供することを経営の基本施策として、長期的視野にたった経営を行い、現在のような強固な財務基盤を形成し、安定収益、安定配当を実現しております。したがって、経営の効率性や収益性を高める観点から、専門性の高い業務知識や営業ノウハウを備えた者が取締役に就任して、法令、及び定款の定めを遵守しつつ当社の財務、及び事業の方針の決定に関する重要な職務を担当することが、会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えており、このことをもって会社の財務、及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針としております。

---

(注) 本事業報告に記載されている金額、及び株式数については、表示単位未満の端数は切り捨てて表示しております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	(19,296,433)	(負 債 の 部)	(8,749,709)
流 動 資 産	13,797,018	流 動 負 債	8,168,735
現 金 及 び 預 金	3,129,061	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	1,701,073
受 取 手 形	693,695	電 子 記 録 債 務	3,923,225
売 掛 金	2,896,705	短 期 借 入 金	1,430,000
電 子 記 録 債 権	1,911,754	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	118,216
商 品 及 び 製 品	2,691,264	リ 一 ス 債 務	24,528
仕 掛 品	338,478	未 払 法 人 税 等	165,535
原 材 料 及 び 貯 藏 品	2,117,816	賞 与 引 当 金	246,086
そ の 他	44,529	そ の 他	560,070
貸 倒 引 当 金	△26,285	固 定 負 債	580,973
固 定 資 産	5,499,414	長 期 借 入 金	282,700
(有 形 固 定 資 産)	(4,641,659)	リ 一 ス 債 務	48,934
建 物 及 び 構 築 物	1,151,252	繰 延 税 金 負 債	17,816
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,172,711	退 職 給 付 に 係 る 負 債	152,060
土 地	1,996,055	資 産 除 去 債 務	64,450
リ 一 ス 資 産	67,037	長 期 預 り 金	15,011
建 設 仮 勘 定	193,303	(純 資 産 の 部)	(10,546,724)
そ の 他	61,300	株 主 資 本	9,847,450
(無 形 固 定 資 産)	(56,089)	資 本 金	1,513,687
そ の 他	56,089	資 本 剰 余 金	1,399,205
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(801,664)	利 益 剰 余 金	6,955,997
投 資 有 価 証 券	536,076	自 己 株 式	△21,439
出 資 金	70,900	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	7,984
長 期 貸 付 金	2,587	そ の 他 有 価 証 券 評 價 差 額 金	7,984
破 産 更 生 債 権 等	6,147	非 支 配 株 主 持 分	691,289
繰 延 税 金 資 産	168,673		
そ の 他	23,427		
貸 倒 引 当 金	△6,147		
資 産 合 計	19,296,433	負 債 ・ 純 資 産 合 計	19,296,433

## 連 結 損 益 計 算 書

( 自 2024年4月1日  
至 2025年3月31日 )

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	24,444,766
売 上 原 価	21,196,805
売 上 総 利 益	3,247,961
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,579,338
當 業 利 益	668,622
當 業 外 収 益	67,273
受 取 利 息 及 び 配 当 金	16,514
受 取 貸 貸 料	27,273
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	9,540
そ の 他	13,945
當 業 外 費 用	10,377
支 払 利 息	9,313
そ の 他	1,063
經 常 利 益	725,518
特 別 利 益	28
固 定 資 産 売 却 益	28
特 別 損 失	482
固 定 資 産 除 却 損	482
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	725,064
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	247,501
法 人 税 等 調 整 額	△40,080
当 期 純 利 益	517,642
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	66,729
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	450,913

## 連結株主資本等変動計算書

( 自 2024年4月1日  
至 2025年3月31日 )

(単位:千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剩余金	利益剩余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,513,687	1,303,508	6,619,928	△21,439	9,415,684
当 期 変 動 額					
剩 余 金 の 配 当			△114,844		△114,844
親会社株主に帰属する当 期 純 利 益			450,913		450,913
連結子会社株式の取得による持 分 の 増 減		95,697			95,697
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 ( 純 額 )					
当 期 変 動 額 合 計	—	95,697	336,069	—	431,766
当 期 末 残 高	1,513,687	1,399,205	6,955,997	△21,439	9,847,450

	その他の包括利益累計額	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
当 期 首 残 高	7,895	782,756	10,206,336
当 期 変 動 額			
剩 余 金 の 配 当			△114,844
親会社株主に帰属する当 期 純 利 益			450,913
連結子会社株式の取得による持 分 の 増 減		△120,697	△25,000
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 ( 純 額 )	88	29,230	29,318
当 期 変 動 額 合 計	88	△91,466	340,387
当 期 末 残 高	7,984	691,289	10,546,724

## 連 結 注 記 表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- |           |                          |
|-----------|--------------------------|
| ①連結子会社の数  | 2社                       |
| ②連結子会社の名称 | 大阪ミガキ株式会社<br>大同磨鋼材工業株式会社 |

#### (2) 持分法の適用に関する事項

- |          |          |
|----------|----------|
| ①関連会社の数  | 1社       |
| ②関連会社の名称 | 株式会社メガサス |

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しています。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ①資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しています。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しています。

#### 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

商品及び製品

主として、総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しています。

仕掛品

主として、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しています。

原 材 料

主として、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しています。

②固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法によっています。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 15～50年

機械装置及び運搬具 14年

定額法によっています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

③引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

賞 与 引 当 金

従業員への賞与の支給に備えるため、翌連結会計年度に支給する賞与のうち、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しています。

④収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社はみがき棒鋼及び冷間圧造用鋼線の製造及び販売を主な事業としており、これらの製品については製品の着荷時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の着荷時点で収益を認識しています。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き等を控除した金額で測定しています。

⑤退職給付に係る負債の計上基準

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

## 2. 連結貸借対照表等に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 14,142,495千円

(2) 国庫補助金等により有形固定資産の

取得価額から直接控除している圧縮累計額 131,346千円

## 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数 (株)	当連結会計年度増加株式数 (株)	当連結会計年度減少株式数 (株)	当連結会計年度末の株式数 (株)
普通株式	6,091,000	—	—	6,091,000

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数 (株)	当連結会計年度増加株式数 (株)	当連結会計年度減少株式数 (株)	当連結会計年度末の株式数 (株)
普通株式	46,570	—	—	46,570

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

2024年6月27日開催の第78期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 114,844千円
- ・1株当たり配当額 19円
- ・基準日 2024年3月31日
- ・効力発生日 2024年6月28日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2025年6月27日開催の第79期定時株主総会の議案として普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しています。

・配当金の総額	132,977千円
・1株当たり配当額	22円
・基準日	2025年3月31日
・効力発生日	2025年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しています。

#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ①金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、個々のグループ会社に必要な資金を独自に銀行借入で調達することを基本方針としています。

一時的な余剰資金は短期的な預金（3ヶ月満期の定期預金）等で運用しています。

また、デリバティブ取引はリスクヘッジ目的でのみ使用し、投機目的では利用しないと規定しています。なお、現時点では当該取引は行っておらず、今後とも行わない方針であります。

###### ②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。なお、外貨建て債権はありません。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）は主に設備投資に係る資金調達であります。なお、借入金利は固定金利を基本としています。

###### ③金融商品に係るリスク管理体制

###### 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は「取引規程」に従い取引先と基本契約書を締結し、取引先企業の信用状態に応じ担保を設定するなど債権保全策を検討してまいります。

また、「信用限度に関する規程」に従い、取引先ごとに取引限度枠を設定し、毎月取引先ごとに債権の期日管理及び残高管理を行うとともに、1年ごとに取引限度枠の見直しを行っています。

###### 市場リスク（価格変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や取引先企業の財務内容を把握し、取引先企業との関係を勘査して保有状況を継続的に見直しています。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、毎期、各部署からの計画（販売計画、設備投資計画など）に基づき財務部が年間資金計画を作成しています。また、期中においては適時更新するなど、定期的に流動性リスクを管理しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額589,695千円）は、「その他有価証券」には含めていません。また、「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
①投資有価証券 その他有価証券	17,280	17,280	—
②長期借入金	(400,916)	(396,663)	(4,252)

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しています。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	17,280	—	—	17,280

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	(396,663)	—	(396,663)

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しています。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものの時価は、帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。また、固定金利によるものの時価は、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	3,129,061	—	—	—
受取手形	693,695	—	—	—
売掛金	2,896,705	—	—	—
電子記録債権	1,911,754	—	—	—
合計	8,631,216	—	—	—

(注3) 長期借入金の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	118,216	92,300	92,300	92,300	5,800	—

(\*) 1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しています。

5. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

(単位：千円)

	金額
みがき棒鋼部門	15,552,986
冷間圧造用鋼線部門	8,891,780
顧客との契約から生じる収益	24,444,766
外部顧客への売上高	24,444,766

(注) 当社グループは、みがき棒鋼及び冷間圧造用鋼線事業の単一セグメントであります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社及び連結子会社はみがき棒鋼及び冷間圧造用鋼線の製造及び販売を主な事業としており、これらの製品については製品の着荷時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の着荷時点で収益を認識しています。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き等を控除した金額で測定しています。

取引の対価は履行義務を充足してから概ね半年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれていません。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当社及び連結子会社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

6. 1株当たり情報に関する注記

① 1株当たり純資産額

1,630円50銭

② 1株当たり当期純利益

74円60銭

# 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(15,907,898)	(負債の部)	(6,788,362)
流動資産	10,545,607	流動負債	6,326,260
現金及び預金	2,175,291	支払手形	1,074
受取手形	623,642	電子記録債務	3,850,335
電子記録債権	1,400,593	買掛金	1,425,245
売掛金	2,607,133	短期借入金	280,000
商品及び製品	1,776,810	1年内返済予定の長期借入金	80,700
仕掛品	294,998	リース債務	10,521
原材料及び貯蔵品	1,640,781	未払金	412,708
前払費用	15,892	未払法人税等	72,200
未収入金	21,938	未払費用	26,356
その他の	2,145	預り金	1,919
貸倒引当金	△13,620	賞与引当金	165,200
固定資産	5,362,291	固定負債	462,101
(有形固定資産)	(3,249,251)	長期借入金	242,100
建物	852,772	リース債務	30,686
構築物	74,078	退職給付引当金	118,526
機械装置	881,192	資産除去債務	55,776
車両運搬器具	0	長期預り金	15,011
工具器具備品	49,332	(純資産の部)	(9,119,536)
土地	1,352,150	株主資本	9,110,275
リース資産	37,725	資本金	1,513,687
建設仮勘定	2,000	資本剰余金	1,317,207
(無形固定資産)	(36,967)	資本準備金	1,317,207
ソフトウェア	33,334	利益剰余金	6,300,820
電話加入権	3,633	利益準備金	258,187
(投資その他の資産)	(2,076,071)	その他利益剰余金	6,042,633
投資有価証券	45,724	買換資産圧縮積立金	148,997
関係会社株式	1,823,981	別途積立金	3,600,000
出資	69,980	繰越利益剰余金	2,293,635
長期貸付金	2,427	自己株式	△21,439
破産更生債権等	6,147	評価・換算差額等	9,260
長期前払費用	4,546	その他有価証券評価差額金	9,260
繰延税金資産	127,768		
その他の	1,643		
貸倒引当金	△6,147		
資産合計	15,907,898	負債・純資産合計	15,907,898

# 損 益 計 算 書

( 自 2024年4月1日  
至 2025年3月31日 )

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	19,871,998
売 上 原 価	18,029,212
売 上 総 利 益	1,842,786
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,499,288
營 業 利 益	343,497
當 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	47,376
受 取 賃 貸 料	22,052
そ の 他	13,006
當 業 外 費 用	82,435
支 払 利 息	3,225
賃 貸 費 用	533
そ の 他	47
經 常 利 益	3,806
422,126	
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	28
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	482
稅 引 前 当 期 純 利 益	421,671
法 人 稅 、 住 民 稅 及 び 事 業 稅	113,497
法 人 稅 等 調 整 額	△14,284
當 期 純 利 益	322,458

## 株主資本等変動計算書

( 自 2024年4月1日  
至 2025年3月31日 )

(単位:千円)

資本金	資本剰余金	株主資本						自己株式	株主資本合計						
		利益剰余金				別途積立金	繰越利益剰余金								
		利益準備金	その他利益剰余金												
			買換資産圧縮積立金												
当期首残高	1,513,687	1,317,207	258,187	155,504	3,600,000	2,079,514	6,093,206	△21,439	8,902,661						
当期変動額															
買換資産圧縮積立金の取崩				△4,550			4,550	—	—						
実効税率変更に伴う買換資産圧縮積立金の減少				△1,957			1,957	—	—						
剰余金の配当						△114,844	△114,844		△114,844						
当期純利益						322,458	322,458		322,458						
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)															
当期変動額合計	—	—	—	△6,507	—	214,121	207,613	—	207,613						
当期末残高	1,513,687	1,317,207	258,187	148,997	3,600,000	2,293,635	6,300,820	△21,439	9,110,275						

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	8,009	8,910,670
当期変動額		
買換資産圧縮積立金の取崩		—
実効税率変更に伴う買換資産圧縮積立金の減少		—
剰余金の配当	△114,844	
当期純利益	322,458	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,251	1,251
当期変動額合計	1,251	208,865
当期末残高	9,260	9,119,536

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しています。

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しています。

##### ②棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

商品及び製品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しています。

仕掛品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しています。

原材

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しています。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法によっています。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっています。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15～50年

機械装置 14年

##### ②無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

##### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

- ②賞与引当金 従業員への賞与の支給に備えるため、翌事業年度に支給する賞与のうち、当事業年度の負担すべき支給見込額を計上しています。
- ③退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。
- 退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社はみがき棒鋼及び冷間圧造用鋼線の製造及び販売を主な事業としており、これらの製品については製品の着荷時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の着荷時点で収益を認識しています。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き等を控除した金額で測定しています。

2. 貸借対照表等に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	11,576,137千円
(2) 国庫補助金等により有形固定資産の 取得価額から直接控除している圧縮累計額	131,346千円
(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	390,468千円
短期金銭債務	4,208千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

営業取引の取引高

    売上高 1,288,094千円

    仕入高 22,352千円

    その他の営業取引高 26,809千円

    営業取引以外の取引高 43,626千円

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末の株式数 (株)
普通株式	46,570	—	—	46,570

#### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

##### 繰延税金資産

賞与引当金	50,551千円
貸倒引当金	6,048千円
未払事業税	7,650千円
退職給付引当金	37,335千円
減価償却超過額	86,876千円
出資金評価損	33,926千円
投資有価証券評価損	29,356千円
その他	32,350千円
小計	284,095千円
評価性引当額	△81,640千円
合計	202,455千円

##### 繰延税金負債

買換資産圧縮積立金	△68,516千円
建物	△1,912千円
その他有価証券評価差額金	△4,258千円
合計	△74,687千円
繰延税金資産の純額	127,768千円

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	日本製鉄㈱	569,519	鉄鋼業	被所有 直接 33.67 間接 4.96	主要材料の購入 役員の兼任	主要材料の仕入	8,892,826	—	—
その他の関係会社の子会社	日鉄物産㈱	16,389	商社	被所有 直接 4.14	主要材料・商品の購入 当社製品の販売	主要材料・商品の購入 当社製品の販売	4,893,611 2,847,189	買掛金 売掛金	403,379 240,465

取引条件及び取引条件の決定方針等

①主要材料の仕入は商社を通じて行っていますが、当社と当該関連当事者との間で市場動向等を参考にして価格交渉を行い決定しています。

(注) a. 日本製鉄㈱の取引金額は商社経由の仕入金額を表示しています。

b. 商社経由の取引であるため、日本製鉄㈱に対する仕入債務は発生しません。

②日本製鉄㈱の議決権被所有割合の間接所有割合は、日鉄物産㈱の直接保有割合を含んだものであります。

### (2) 子会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	大同磨鋼材工業㈱	20	鋼材の販売	所有 直接 100.00	当社製品の販売 役員の兼任	当社製品の販売	1,144,049	売掛金	376,152

取引条件及び取引条件の決定方針等

①製品の販売については、一般的な取引条件や市場価格等を勘案して、その都度交渉の上決定しています。

## 7. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 5. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しています。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,508円75銭
1株当たり当期純利益	53円35銭

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

株式会社サンユウ

取締役会御中

有限責任あづさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 西野 裕久

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 中村 美樹

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サンユウの2024年4月1日から2025年3月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サンユウ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

株式会社サンユウ  
取締役会御中

有限責任あづさ監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西野 裕久
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村 美樹

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サンユウの2024年4月1日から2025年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。
- 監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第79期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。  
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。  
また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月13日

株式会社サンユウ 監査役会

常勤社外監査役 生 方 徹 印  
社外監査役 藤 田 典 明 印  
社外監査役 仲 山 隆 之 印

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

第79期の期末配当につきましては、当期の業績、及び今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金22円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、132,977,460円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月30日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	喜多 章 (1963年5月9日生)	<p>1986年4月 新日本製鐵株式會社入社</p> <p>2000年4月 同社棒線事業部室蘭製鐵所製品技術部製品工程グループリーダー</p> <p>2003年4月 同社棒線事業部棒線営業部棒鋼グループリーダー</p> <p>2010年4月 同社棒線事業部室蘭製鐵所工程業務部長</p> <p>2012年10月 新日鐵住金株式会社（現 日本製鉄株式会社）へ統合 日鐵特殊鋼棒線製品（蘇州）有限公司出向</p> <p>2016年4月 日鐵住金冷圧鋼線（蘇州）有限公司出向</p> <p>2017年7月 新日鐵住金株式会社復職 同社棒線事業部棒線営業部部長</p> <p>2019年4月 日本製鉄株式会社へ商号変更</p> <p>2022年4月 当社出向 当社顧問</p> <p>2022年6月 日本製鉄株式会社退社 当社入社 当社取締役副社長 当社上席執行役員（現任）</p> <p>2023年4月 当社代表取締役社長（現任）</p> <p>2023年6月 大阪ミガキ株式会社取締役（現任） 当社営業本部長（現任）</p> <p>2023年9月 当社総務企画部長兼八尾事業所長</p> <p>2024年6月 株式会社メガサス社外取締役（現任）</p>	2,000株

【選任理由】

喜多章氏は、当社、及び大阪ミガキ株式会社の取締役としてグループ全体の経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力、鉄鋼業界における長い経験と企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号	ふりがな 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位、及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
2	あらきかつのり 荒木克典 (1967年1月17日生)	<p>1990年4月 新日本製鐵株式會社入社</p> <p>2005年4月 同社広畑製鐵所総務部經理グループリーダー</p> <p>2011年4月 同社営業総括部収益管理グループリーダー</p> <p>2012年10月 新日鐵住金株式会社（現 日本製鉄株式会社）へ統合 同社営業総括部収益管理室長</p> <p>2015年8月 同社経営企画部上席主幹</p> <p>2016年7月 同社財務部上席主幹</p> <p>2018年4月 同社チタン・特殊ステンレス事業部企画室上席主幹</p> <p>2019年4月 日本製鉄株式会社へ商号変更 同社財務部I R室上席主幹 同社総務部広報センター上席主幹兼務</p> <p>2022年4月 日鉄テックスエンジ株式会社出向</p> <p>2024年4月 当社出向 当社上席執行役員総務企画部長</p> <p>2024年6月 当社取締役上席執行役員総務企画部長（現任）</p>	0株
【選任理由】			
荒木克典氏は、事業企画・管理に関する豊富な経験と専門知識を有しており、また企業価値の向上に向けた事業戦略の立案、改善を指揮するとともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者番号	ふりがな 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位、及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
3	せい け とおる 清 家 徹 (1962年10月19日生)	<p>1986年4月 日鐵商事株式会社入社</p> <p>2005年4月 同社大阪支店総務部審査チームリーダー</p> <p>2007年10月 同社人事秘書部担当部長</p> <p>2010年4月 同社人事秘書部長</p> <p>2010年11月 同社名古屋支店管理部長</p> <p>2013年10月 日鉄住金物産株式会社（現日鉄物産株式会社）へ統合</p> <p>2014年4月 同社審査部大阪支社担当部長</p> <p>2019年4月 日鉄物産株式会社へ商号変更</p> <p>2020年12月 当社出向 当社財務部部長</p> <p>2021年4月 当社参与財務部部長</p> <p>2022年10月 日鉄物産株式会社退社</p> <p>2022年11月 当社入社</p> <p>2023年6月 大阪ミガキ株式会社監査役 (現任)</p> <p>当社取締役上席執行役員財務部長 (現任)</p> <p>株式会社メガサス社外監査役 (現任)</p>	0株
<p><b>【選任理由】</b></p> <p>清家徹氏は、財務、及び税務に関する豊富な経験と専門知識を有しており、また企業価値の向上に向けた財務戦略の立案、改善を指揮するとともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位、及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
4	い　　ず　　だい　　すけ 伊　　豆　　大　　助 (1967年2月21日生)	<p>1993年4月 住友金属工業株式会社入社</p> <p>2007年6月 江陰興澄特種鋼鐵有限公司出向</p> <p>2012年10月 新日鐵住金株式会社（現 日本製鉄株式会社）へ統合</p> <p>同社小倉製鐵所技術管理部棒線管理室主幹</p> <p>2013年1月 同社棒線事業部棒線技術部棒線技術室主幹</p> <p>2015年4月 同社八幡製鐵所棒線部棒線管理室長</p> <p>同製鐵所品質管理部品質保証室主幹兼務</p> <p>2016年4月 同製鐵所棒線部棒線管理第二室長</p> <p>同製鐵所品質管理部品質保証室上席主幹兼務</p> <p>2017年7月 同製鐵所棒線部上席主幹</p> <p>2018年4月 同製鐵所品質管理部上席主幹兼務</p> <p>2019年4月 日本製鉄株式会社へ商号変更</p> <p>2020年4月 ニッポンスチール スチール プロセッシング タイランド社出向</p> <p>2024年5月 当社出向 当社上席執行役員八尾事業所長</p> <p>2024年6月 当社取締役上席執行役員八尾事業所長（現任）</p>	0株
【選任理由】			
伊豆大助氏は、製造、及び品質に関する豊富な経験と専門知識を有しており、また企業価値の向上に向けた製造、及び品質戦略の立案、改善を指揮するとともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者番号	ふりがな 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位、及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
5	し　　みづ　　よし　　ひろ 清水 良 寛 (1974年4月28日生)	1997年4月 福岡地方裁判所入庁 裁判所書記官 2002年11月 司法試験合格 2003年3月 同所退職 2003年4月 司法修習（修習第57期） 2004年10月 弁護士登録（大阪弁護士会） 弁護士法人 淀屋橋・山上合同入所 2010年4月 同所パートナー（現任） 2011年4月 マックスバリュ中部株式会社社外監査役 2015年6月 当社社外取締役（現任）	0株

【選任理由及び期待される役割の概要】

清水良寛氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、また他社での社外役員の経験を有することから、これらを活かして、取締役会において、積極的に意見を述べ審議を活性化させるとともに、業務執行に対して監督、助言等を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしていただくことを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

また、同氏が選任された場合は、役員人事・報酬会議にて当社の役員人事、及び役員報酬等の検討に関し、独立した立場から関与していただく予定です。

候補者番号	ふりがな 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位、及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
6	わか ばやし よし ゆき 若林嘉幸 (1955年11月9日生)	<p>1981年4月 三菱重工業株式会社入社</p> <p>2008年4月 同社原動機事業本部ボイラー技術部長</p> <p>2008年6月 東京環境オペレーション株式会社社外取締役</p> <p>2008年7月 CORMETECH Inc. 社外取締役</p> <p>2012年9月 L&amp;T-MHI Boilers Pvt. Ltd. 赴任</p> <p>2014年2月 三菱日立パワーシステムズ株式会社転籍</p> <p>2014年10月 同社調査役長崎工場地域統括</p> <p>2015年4月 同社執行役員長崎工場地域統括</p> <p>2015年6月 三菱長崎機工株式会社社外取締役</p> <p>2016年4月 三菱日立パワーシステムズ株式会社常務執行役員長崎工場地域統括</p> <p>2017年4月 同社常務執行役員エンジニアリング本部副本部長兼ボイラー技術統括部長</p> <p>2018年4月 同社常務執行役員エンジニアリング本部長</p> <p>2020年3月 同社退社</p> <p>2022年6月 当社社外取締役（現任）</p>	0株

【選任理由及び期待される役割の概要】

若林嘉幸氏は、製造に関する豊富な経験と専門知識を有しており、また他社での社外役員の経験を有することから、これらを活かして、取締役会において、積極的に意見を述べ審議を活性化させるとともに、業務執行に対して監督、助言等を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしていただくことを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

また、同氏が選任された場合は、役員人事・報酬会議にて当社の役員人事、及び役員報酬等の検討に関し、独立した立場から関与していただく予定です。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 清水良寛、及び若林嘉幸の両氏は社外取締役候補者であります。
3. 清水良寛、及び若林嘉幸の両氏は、現在、当社の社外取締役であります  
が、両氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって清水良寛氏が10年、若林嘉幸氏が3年となります。
4. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役、監査役、及び執行役員  
(以下、「役員等」という。)を被保険者とする、会社法第430条の  
3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、役員等  
がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る  
請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によ  
り保険会社が填補することとしております(ただし、当社が役員等に  
対して損害賠償責任を追及する場合は除く)。各候補者が取締役に選  
任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、  
当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定してお  
ります。
5. 当社は、清水良寛、及び若林嘉幸の両氏との間で、会社法第427条第  
1項の規定による責任限定契約を、賠償責任の限度額を法令の定める  
最低責任限度額として締結しており、両氏の再任が承認された場合  
は、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、清水良寛、及び若林嘉幸の両氏を東京証券取引所の定めに基  
づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再  
任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定で  
あります。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会 場……大阪府枚方市春日北町3丁目1番1号

当社3階ホール

電話番号 (072) 858-1251 (代表)

下車駅…… J R 学研都市線津田駅 (徒歩約20分、距離1.5km)

